

令和 8 年度 政策評価書（総合評価方式）

担当部局等名：統合幕僚監部首席参事官

評価実施時期：令和 8 年 8 月

1 施策等名

海上保安庁との連携・協力の強化

2 政策体系上の位置付け

防衛力を支える要素

3 施策等の概要

あらゆる事態に適切に対応するため、海上保安庁との連携・協力を一層強化する。このため、海上保安庁との情報共有・連携体制を深化するとともに、武力攻撃事態における防衛大臣による海上保安庁の統制要領の作成や共同訓練の実施を含め、各種の対応要領や訓練の充実を図る。これにより、防衛力の抜本的強化を補完する不可分一体の取組として、我が国の国力を結集した総合的な防衛体制を強化することに寄与する。

4 政策効果の把握・分析

施策の目標達成のため以下の取組を実施した。

① 海上保安庁との情報共有・連携体制の深化

防衛省・自衛隊は警戒監視・情報収集活動により得られた情報を海上保安庁に適時適切に共有し、緊密に連携することにより、海上保安庁との情報共有・連携体制を深化させた。

② 各種の対応要領や訓練の充実について

以下の（a）及び（b）の取組を通じ、対応要領や訓練の充実を図った。

（a）武力攻撃事態における防衛大臣による海上保安庁の統制要領の作成

昭和 29 年の自衛隊法制定以来未整備であった同法第 80 条にある「海上保安庁の統制」の具体的な手続を含め、防衛出動命令が発出された場合における両機関の連携についての「統制要領」を令和 5 年 4 月に策定した。これにより、武力攻撃事態において、防衛省・自衛隊に集約された情報を踏まえた統一的かつ一元的な指揮に基づき、自衛隊と海上保安庁が通常の協力関係以上に迅速・的確な役割分担の下で事態に対処することが可能となるとともに、海上保安庁が安全かつ適切に国民保護措置や海上における人命保護等を実施し、国民の安全に寄与するとともに、自衛隊の出動目的を効果的に達成することが可能となった。

（b）共同訓練の実施

武力攻撃事態において、海上保安庁が防衛大臣の統制下で実施することが想定される事項について、令和 5 年 4 月に策定した統制要領に基づく手続などを検証し、実効性を高めることを目的とした防衛省・自衛隊と海上保安庁との共同訓練を 4 回実施した。

これにより、統制要領に基づく手続に関係する要員の練度を成熟させるなど、海上保安庁との連携・協力の実効性を高めた。

5 課題

我が国を取り巻く安全保障環境が戦後最も厳しく複雑なものとなる中であっても、あらゆる事態を想定し、平素から情報共有や共同訓練を積み重ね、海上保安庁と自衛隊がそれぞれの役割を果たしつつ、実効性のある連携体制の更なる強化を図っていく必要がある。

6 評価の結果及び施策等への反映（今後の方向性）

【評価の結果】

○必要性

我が国周辺海域の情勢が厳しさを増す中、どのような状況にも切れ目なく対応するため、自衛隊と海上保安庁の連携強化はより一層重要になっている。

○効率性

あらゆる事態に適切に対応するため、限られたリソースで海上保安庁との情報共有・連携体制を深化するとともに、統制要領に基づく手続などを検証し、実効性を高めることを目的とした共同訓練を効果的に実行している。

○有効性

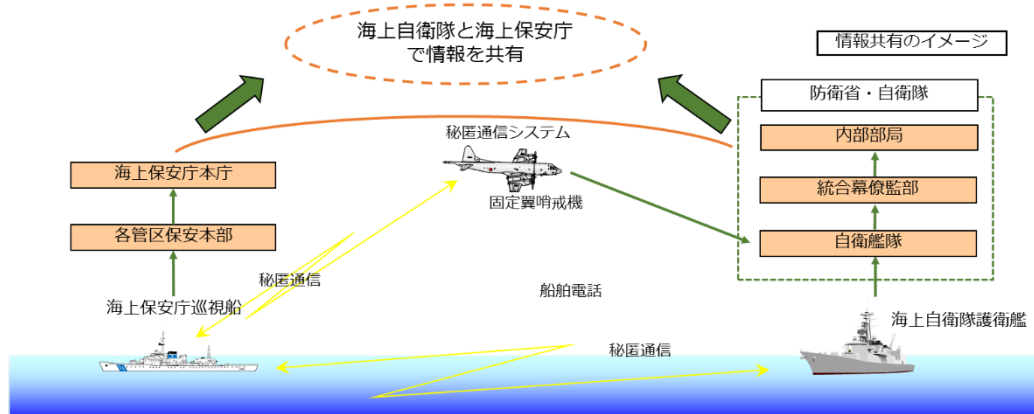
警戒監視等により得られた情報を海上保安庁に共有することや、統制要領に基づく手続などを検証し、実効性を高めることを目的とした共同訓練などにより海上保安庁との連携・協力の強化を行うことは、防衛力の抜本的強化を補完する不可分一体の取組として、我が国の国力を結集した総合的な防衛体制を強化することに寄与するといえる。

【施策等への反映（今後の方向性）】

安全保障情勢が変化する中においても、あらゆる事態に適切に対応するため、海上保安庁との連携・協力を一層強化していくことが必要であることから、情勢の変化を踏まえつつ、海上保安庁との情報共有・連携体制を深化するとともに、各種の対応要領を不断に検討し、共同訓練を積み重ねることにより、実効性のある連携・協力体制の更なる強化を図る。

自衛隊と海上保安庁の情報共有について

- 海上自衛隊では、**P-3C**等により尖閣諸島を含む我が国周辺海域を航行する船舶の状況を監視しており、諸外国軍艦艇はもとより、我が国の排他的経済水域において海洋観測等を行う船舶や尖閣諸島に向かう公船など、**各種船舶の位置情報を入手**。
- 当該位置情報のうち、必要なものについては、**P-3C**等から秘匿可能な無線通信機材等により**海保の巡視船に伝達**するなど、**現場における適時適切な情報共有を実施**。
- また、**防衛省本省等と海上保安庁本庁の間では、秘匿可能なデータ通信システムが整備**されており、自衛隊及び海上保安庁が探知した**船舶の位置情報等を中央レベルにおいても適時適切に共有**。



7 その他の参考情報

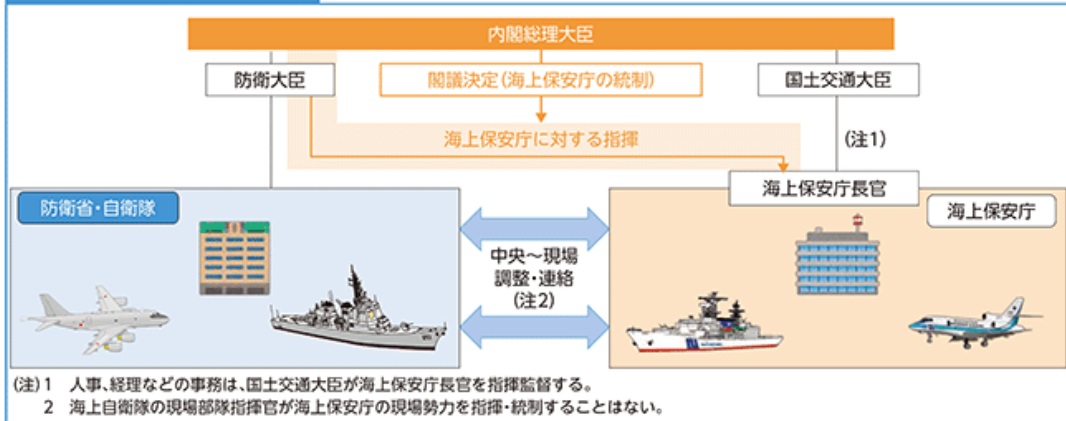
- 自衛隊と海上保安庁の情報共有について
- 統制要領の概要について（令和7年版防衛白書）

図表Ⅲ-1-3-5 武力攻撃事態における防衛出動発令時の防衛大臣による海上保安庁の統制要領

統制の手続

- 閣議決定を経て、海上保安庁を防衛大臣の統制下に入れる。

防衛省・自衛隊と海上保安庁の関係



防衛省・自衛隊と海上保安庁が実施しうる事項(例)

- ・住民の避難、救援
 - ・船舶への情報提供、避難支援
 - ・搜索救難、人命救助
 - ・港湾施設などのテロなど警戒
 - ・大量避難民への対応措置
- (注) 3 海上保安庁は、警察機関として、海上保安庁法に規定された所掌事務の範囲内で活動。

- 統制要領に係る海上保安庁との共同訓練について（ＨＰ掲載資料）

（お知らせ）

令和８年３月１１日
防 衛 省

海上保安庁との共同訓練について

防衛省・自衛隊は、海上保安庁との連携強化を図るため、次のとおり共同訓練を実施いたしました。

１ 目的

統制要領に基づき、両機関における情報伝達など所要の事項を検証する。

２ 期日

令和８年３月１１日（水）

３ 実施場所

防衛省市ヶ谷地区

４ 実施項目

武力攻撃事態において、海上保安庁が防衛大臣の統制下で実施することが想定される巡視船による住民の避難や危険な海域付近を航行する船舶への情報提供等について、統制要領で確立した手続きなどを検証し、より実効性を高めることを目的とした机上訓練

５ 参加機関等

- （１）防衛省内部部局、統合幕僚監部、海上幕僚監部
- （２）海上保安庁本庁

(お知らせ)

令和6年10月16日
防 衛 省

海上保安庁との共同訓練について

防衛省・自衛隊は、海上保安庁との連携強化を図るため、次のとおり共同訓練を実施いたしました。

1 目的

統制要領に基づき、両機関における情報伝達など所要の事項を検証する。

2 期日

令和6年10月16日（水）

3 実施場所

防衛省市ヶ谷地区

4 実施項目

武力攻撃事態において、海上保安庁が防衛大臣の統制下で実施することが想定される巡視船による住民の避難や危険な海域付近を航行する船舶への情報提供等について、統制要領で確立した手続きなどを検証し、より実効性を高めることを目的とした机上訓練

5 参加機関等

- (1) 防衛省内部部局、統合幕僚監部、海上幕僚監部
- (2) 海上保安庁本庁

(お知らせ)

令和5年6月22日
防 衛 省

海上保安庁との共同訓練について

防衛省・自衛隊は、海上保安庁との連携強化を図るため、次のとおり共同訓練を実施いたしました。

1 目的

統制要領に基づき、両機関における情報伝達、現場における対応など所要の事項を演練・検証する。

2 期日

令和5年6月22日（木）

3 訓練海空域

伊豆大島東方

4 訓練項目

武力攻撃事態において海上保安庁を防衛大臣の統制下に入れ、住民の避難並びに船舶への情報提供及び避難支援を実施することを想定した実動訓練を実施

5 参加機関等

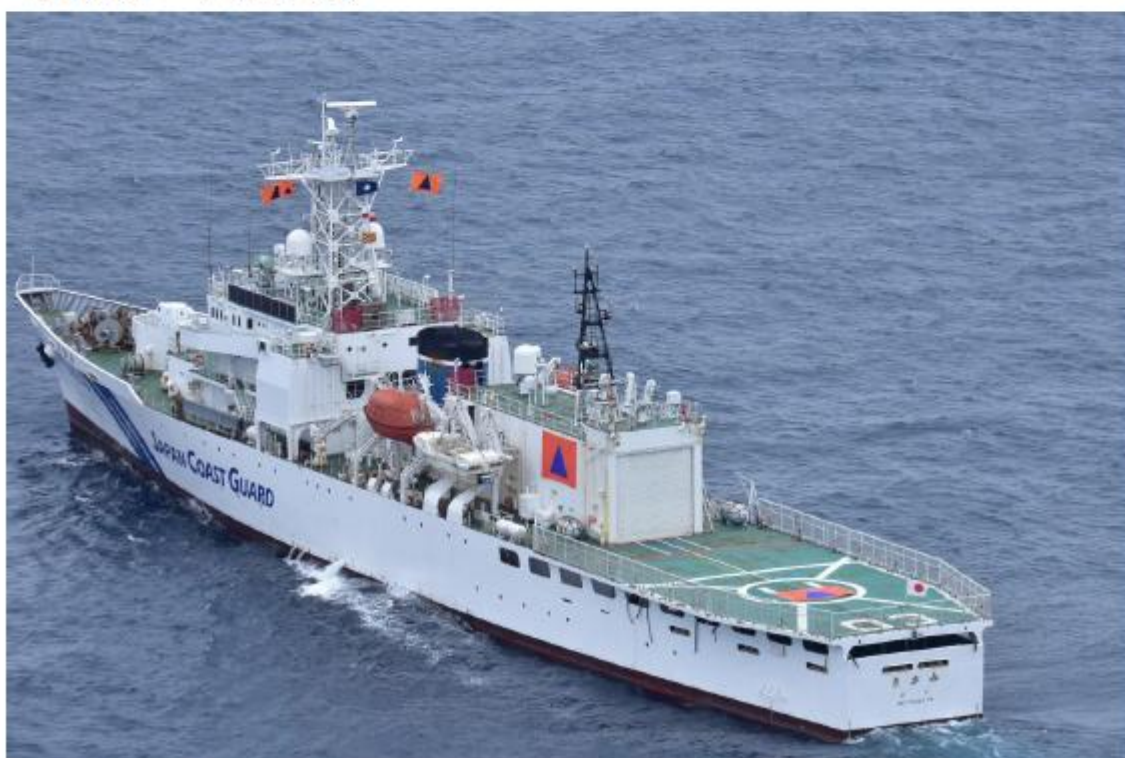
- (1) 防衛省内部部局、統合幕僚監部、海上幕僚監部、自衛艦隊司令部、護衛艦「やまぎり」、SH-60K
- (2) 海上保安庁本庁、第三管区海上保安本部、巡視船「さがみ」

6 その他

武力攻撃事態を想定した海上保安庁との実動訓練は、今回が初めてです。



(護衛艦「やまぎり」)



(巡視船「さがみ」)

(お知らせ)

令和5年5月31日
防 衛 省

海上保安庁との共同訓練について

防衛省・自衛隊は、海上保安庁との連携強化を図るため、次のとおり共同訓練を実施いたしました。

1 目的

統制要領に基づき、両機関における情報伝達など所要の事項を演練・検証する。

2 期日

令和5年5月30日（火）

3 実施場所

防衛省市ヶ谷地区及びその他各在所

4 実施項目

武力攻撃事態において海上保安庁を防衛大臣の統制下に入れ、住民の避難並びに船舶への情報提供及び避難支援を実施することを想定した机上訓練を実施

5 参加機関等

- (1) 防衛省内部部局、統合幕僚監部、海上幕僚監部、自衛艦隊司令部
- (2) 海上保安庁本庁、第三管区海上保安本部